

首都高速道路株式会社

第 2 回定時株主総会目的事項

(報告事項)

第 2 期 (平成 1 8 年 4 月 1 日から平成 1 9 年 3 月 3 1 日まで)
事業報告及び計算書類報告の件 資料 1 P 1 ~ P 25

会計監査人の監査報告書謄本

資料 1 P 26

監査役会の監査報告書謄本

資料 1 P 27 ・ P 28

(決議事項)

議案 剰余金の処分の件

資料 2

事業報告

〔平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益の改善による設備投資の増加に加え、雇用環境は厳しさが残るものの改善に広がりが見られ、個人消費は概ね横這いで推移するなど景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

このような経済環境の下、当社では、平成18年2月に当社が新設又は改築を行うべき高速道路が指定され、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)との間で、当社が建設する道路と資産を借り受けて営業する道路について同年3月に協定を締結し、当事業年度から、民間企業としての本格的な事業年度をスタートしたところです。

当事業年度においては、平成18年8月4日に高速埼玉新都心線(新都心～さいたま見沼間3.5km)を新たに開通させるなど事業を展開し、利用交通量は対前事業年度比0.6%増の419百万台と堅調に推移し、特に大型車の利用交通量が対前事業年度比3.8%と増加しております。

また、高速道路事業以外の事業として、5箇所の都市計画駐車場、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアの運営及び管理等を展開してまいりました。

この結果、当事業年度の営業収益は291,016百万円、営業利益は3,842百万円、当期純利益は2,555百万円となりました。なお、事業の部門別の営業収益の状況については、次のとおりです。

[高速道路事業]

当社は、首都高速道路のネットワーク整備の推進と営業路線の清掃・点検等の適正な管理を24時間365日体制で実施しております。当事業年度においては、一日平均115万台のお客様にご利用いただいておりますが、これは平成13年度以来の高い水準となっております。

料金所周辺での渋滞緩和やお客様のキャッシュレス化による利便性の向上等を図るために普及に努めているETCの利用率は、パーキングエリア等におけるワンストップサービスの実施や曜日別時間帯別割引等の普及促進策を展開してまいりました結果、平成19年3月においては73.4%と前年同月に比べて7.7ポイント増となっております。

また、お客様第一の経営方針のもと、「首都高お客様センター」や「首都高ETCコールセンター」を運営するなどサービスの向上に努めてまいりました。

この結果、当事業年度の高速道路事業営業収益のうち、料金収入は利用交通量が堅調に推移したことなどにより、249,544百万円となりました。

高速道路の新設については、首都高速道路の最大の課題である渋滞を解消すべく、中央環状新宿線4号新宿線～5号池袋線間6.7kmの平成19年12月開通、残り区間3号渋谷線～4号新宿線間4.3kmの平成21年度中開通に向けて全力を傾けるとともに、新たに、中央環状線の最終区間である中央環状品川線(3号渋谷線～湾岸線間9.4km)の整備に着手するなど、6路線39.2 kmの整備を行ってまいりました。このうち、高速埼玉新都心線の新都心～さいたま見沼間3.5kmを開通(同路線の全線開通)させたところです。

また、高速道路の改築については、当事業年度は王子南出入口の整備、長大橋梁の耐震補強等の防災安全対策を継続して行うとともに、横浜公園出口の整備(旧「石川町出口(仮称)」:湾岸線方面からの出口を増設)、湾岸線東行き有明付近に付加車線を追加し片側4車線化する有明辰巳ジャンクション間改良に着手しました。さらに、舗装の打ち替え等営業中路線に必要となる構造物等の更新を行ってまいりました。

当事業年度の高速道路事業営業収益のうち、機構への債務引渡しに伴う道路資産完成高は28,993百万円となりました。

[駐車場事業]

改正道路交通法が平成18年6月1日に施行され、違法駐車取締りが強化される中で、汐留駐車場においてお客様に視認性の高い案内表示板の設置や1日上限料金(2,000円)の導入、兜町駐車場において自動二輪車駐車スペースの開設、千駄ヶ谷駐車場においてテイクアウト型カフェをテナントとして誘致するなど積極的な取り組みを行ってまいりました結果、当事業年度の同事業営業収益は1,658百万円となりました。

[休憩所等事業]

都市型PAの実現を目指し、食堂・売店の充実を図るとともに八潮パーキングエリアにコンビニエンスストアの誘致を行うなど、サービスの高度化、多機能化を図ってまいりました。また、長年蓄積した技術的なノウハウを活用した土木コンサルティング業務の受注等を行ってまいりました。この結果、当事業年度の同事業営業収益は82百万円となりました。

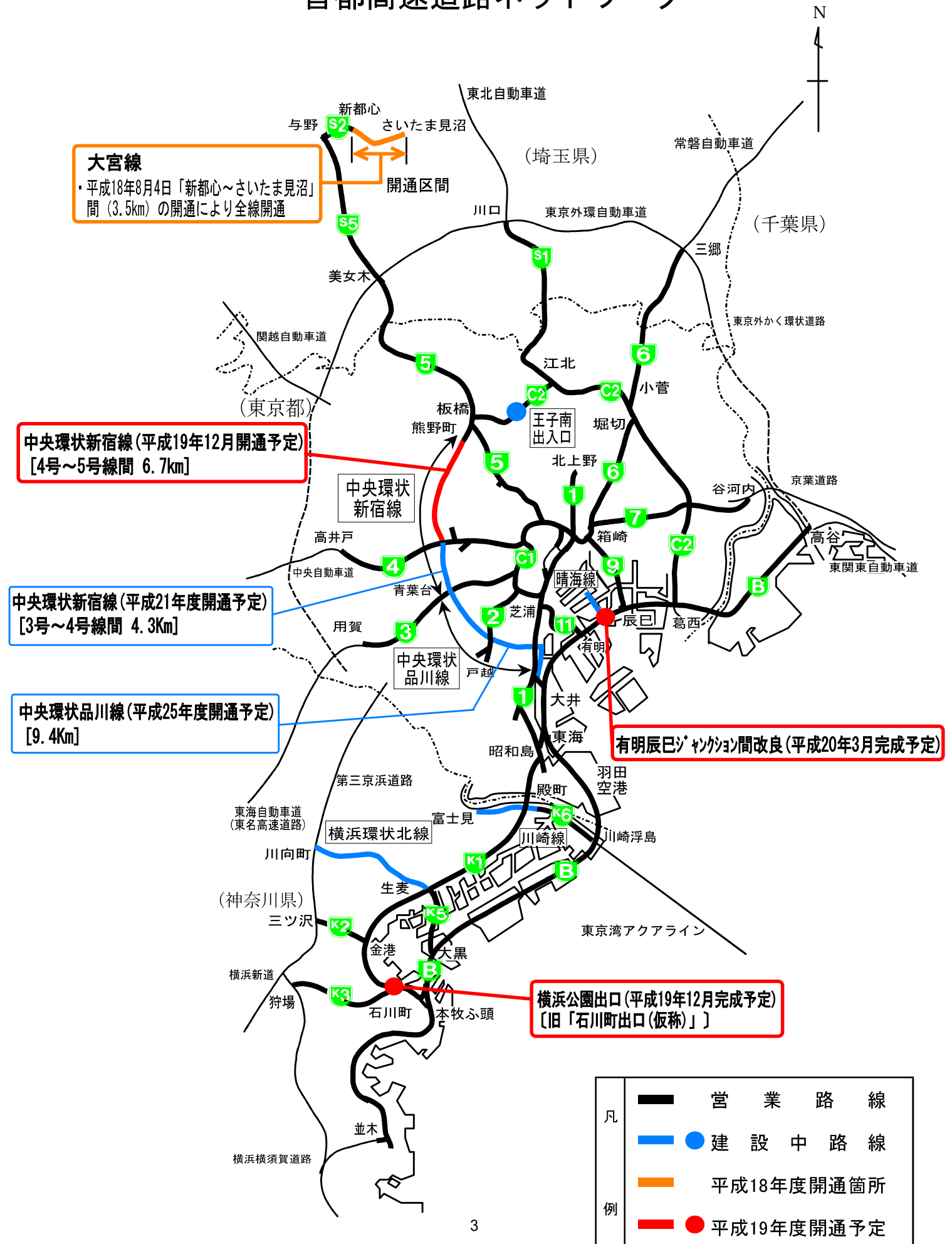
[高架下事業]

高速2号目黒線高架下賃貸施設の運営及び管理を行ってまいりました結果、当事業年度の同事業営業収益は65百万円となりました。

[受託業務事業]

一般国道20号初台交差点改良工事をはじめ、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施してまいりました結果、当事業年度の同事業営業収益は5,504百万円となりました。

首都高速道路ネットワーク



(2) 資金調達の状況

当事業年度の高速道路の新設、改築等に要する資金の一部に充当するため、次のとおり借入金の借入れ及び社債の募集を行いました。

無利子調達

借入先	借入月	借入額
国土交通省 (道路事業資金収益回収特別貸付金)	平成18年6月、9月、 12月、平成19年3月	211億円
東京都 (東京都渋滞対策特定都市高速道路整備事業貸付金)	平成18年6月、9月、 12月、平成19年3月	211億円
機構 (独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子借入金)	平成18年7月、11月	303億円

有利子調達

種別	発行月 (借入月)	発行額 (借入額)
第2回政府保証債(10年)	平成18年9月	100億円
第3回政府保証債(10年)	平成19年3月	172億円
第1回首都高速道路株式会社社債(5年)	平成19年3月	100億円
金融機関からの長期借入金(5年)	平成19年3月	205億円

(3) 設備投資等の状況

当事業年度における設備投資総額は4,003百万円であり、主な設備投資等は、次のとおりです。

当事業年度中に完成した主要設備

- ・ 高速道路事業 高速埼玉新都心線(新都心～さいたま見沼間)開通に伴う料金所設備の新設
- ・ 駐車場事業 都市計画駐車場施設(換気設備)の更新
自動二輪車駐車施設の設置

当事業年度において継続中の主要設備の新設・拡充

- ・ 高速道路事業 中央環状新宿線等の料金所設備の新設
距離別料金制の導入に向けたETC設備の拡充
営業路線における安全対策に係る料金所設備の拡充
 - ・ 駐車場事業 都市計画駐車場施設(消火設備)の更新
- 当事業年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去又は災害等による滅失該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

高速道路事業における料金收受業務を行っているトラスティーロード(株)(従来持分法適用関連会社)の全株式の52.0%を取得して、平成18年12月27日付けで連結子会社化しております。

名称	高速道路事業における主な業務	取得株式の割合
トラスティーロード(株)	料金收受業務	52.0%

なお、当事業年度終了後(平成19年4月1日付け)、従来持分法適用関連会社であった次の各社の株式を取得して、連結子会社化しております。

名称	高速道路事業における主な業務	取得株式の割合
ユニ(株)	料金收受業務	66.3%
(株)エヌティジェー	料金收受業務	52.0%
(株)トーワン	料金收受業務	72.8%
(株)とうさい	料金收受業務	100.0%
(株)エフイージー	料金收受業務	80.5%
横浜アールエス(株)	料金收受業務	51.8%
ケイエス(株)	料金收受業務	84.0%
首都高パトロール(株)	交通管理業務	100.0%

また、当事業年度終了後(平成19年4月3日付け)、高速道路事業における維持修繕業務(土木・電気・ETC)に係る連結子会社5社を設立しております。

名称	高速道路事業における主な業務	当社の出資比率
首都高メンテナンス西東京(株)	維持修繕業務(土木)	100.0%
首都高メンテナンス東東京(株)	維持修繕業務(土木)	100.0%
首都高メンテナンス神奈川(株)	維持修繕業務(土木)	100.0%
首都高電気メンテナンス(株)	維持修繕業務(電気)	100.0%
首都高ETCメンテナンス(株)	維持修繕業務(ETC)	100.0%

(8) 財産及び損益の状況の推移

(当社の財産及び損益の状況)

区 分	第1期 平成17年度	第2期 平成18年度 (当事業年度)
営業収益(百万円)	143,749	291,016
当期純利益(百万円)	2,936	2,555
1株当たり当期純利益金額(円)	108.74	94.65
純資産額(百万円)	29,936	28,006
総資産額(百万円)	402,943	502,564

注1：第1期事業年度は平成17年10月1日から平成18年3月31日までの半年間です。

2：営業収益には、消費税等は含まれておりません。

(9) 対処すべき課題

「首都圏のひと・まち・くらしを安全・円滑な首都高速道路ネットワークで結び、豊かで快適な社会の創造に貢献する」という基本理念に立脚した中期経営計画「PROJECT SHUTOKO 2008」(計画期間:平成18年度～平成20年度。平成18年3月策定)の実現に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

[高速道路事業]

平成18年7月に策定した首都高渋滞対策アクションプログラムに基づき、ネットワーク整備やボトルネック対策等を着実に進めてまいります。

特に、ネットワーク整備の要となる中央環状新宿線については、4号新宿線～5号池袋線間6.7kmを平成19年12月に開通させるとともに、残り区間3号渋谷線～4号新宿線間4.3kmの平成21年度中の開通や中央環状品川線(3号渋谷線～湾岸線間9.4km)の平成25年度中の開通に向け、事業推進に努めてまいります。

また、協定に基づき平成20年に距離別料金へ円滑に移行するため、ETCの普及促進、新たな料金についての設計や運用システムの整備を進めるとともに、広く理解が得られるよう周知に努めてまいります。

安全対策を更に推進するための取組みとして、ETC利用率の増加に伴い利用環境が変化している料金所付近における「料金所総合安全対策」等を進めてまいります。

さらに、構造物の老朽化にも対応するため、アセットマネジメントの考え方を活用しながら、確実に効率的な点検・補修を実施し、道路構造物の予防保全を徹底してまいります。

なお、引き続き道路の適切な管理水準を維持しつつ、コスト管理を徹底するとともに、料金收受業務、交通管理業務及び維持修繕業務の子会社に対し、首都高グループとして経営方針の徹底を図ってまいります。

[高速道路事業以外の事業]

都市計画駐車場等におけるサービスの多様化・高度化を行うとともに、パーキングエリアごとの固有のコンセプトを明確にし、収益の拡大を図ってまいります。

さらに、広告事業の展開等を進めるほか、トランクルーム等の新規事業の実現に努めてまいります。

(10) 主要な事業内容(平成19年3月31日現在)

当社は、高速道路事業、駐車場事業、休憩所等事業、高架下事業及び受託業務事業の5部門に係る事業を行っております。

それぞれの事業の内容は次のとおりです。

事業名	事業の内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
駐車場事業	都市計画駐車場等の運営及び管理
休憩所等事業	高速道路の休憩施設等の運営及び管理等
高架下事業	高速道路の高架下賃貸施設の運営及び管理
受託業務事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等

(11) 主要な事業所(平成19年3月31日現在)

本社	東京都千代田区
東京建設局	東京都新宿区
神奈川建設局	神奈川県横浜市神奈川区
西東京管理局	東京都千代田区
東東京管理局	東京都中央区
神奈川管理局	神奈川県横浜市神奈川区

(12) 使用人の状況(平成19年3月31日現在)

使用人数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
1,167	18	42.0	17.0

注：平均勤続年数は、首都高速道路公団(以下「首都公団」といいます。)における勤続年数を含んでおります。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

親会社との関係

該当事項はありません。

子会社の状況

名称	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
首都高速道路サービス(株)	30	100.0	駐車場事業、休憩所等事業等
トラスティーロード(株)	30	52.0	高速道路事業(料金収受業務)
首都高保険サポート(株)	10	(100.0)	損害保険代理店事業等
首都高パートナーズ(株)	10	(100.0)	労働者派遣事業等

注：首都高保険サポート(株)及び首都高パートナーズ(株)は、首都高速道路サービス(株)が全額出資により平成18年9月21日付けで設立したものです(出資比率の()内の数字は間接所有比率であり、首都高速道路サービス(株)の出資比率です。)

これ以外に、当事業年度終了後、料金収受会社7社、交通管理会社1社及び維持修繕会社5社を連結子会社化しております。

(14) 主要な借入先及び借入額(平成19年3月31日現在)

借入先	借入残高(億円)
財務省	1,120
国土交通省	613
東京都	613
機構	447
(株)みずほコーポレート銀行	138

(15) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

(16) その他会社の現況に関する重要な事項

大気汚染物質(自動車排出ガス)の排出差止め及び損害賠償請求訴訟

東京23区にかつて又は現在、居住又は勤務し、公害健康被害の補償等に関する法律に定める気管支ぜん息等の指定疾病(気管支ぜん息、慢性気管支炎、肺気腫、ぜん息性気管支炎)の認定を受けた患者及び認定を受けていない患者並びにそれらの遺族から、国、東京都、当社、機構及びディーゼル自動車を製造しているメーカー7社とともに、一定数値を超える大気汚染物質(自動車排出ガス)の排出差止め及び損害賠償請求訴訟を提起されております。これまで、第1次から第6次まで提起されており、第1次訴訟は、第一審判決において原告側の主張が一部認容され、首都公団に対して3,300万円(一部東京都と連帯)の賠償を命ずる旨の判決が平成14年10月29日になされております。首都公団はこの判決を不服として控訴し、控訴審は平成18年9月28日に結審しております。第2次乃至第6次訴訟については、一審において係争中です。

2. 株式に関する事項(平成19年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 : 108,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 : 27,000,000株
- (3) 当事業年度末の株主数 : 7名
- (4) 大株主

氏名又は名称	持株数 (株)	発行済株式の総数 に対する持株数の 割合(%)
国土交通大臣	13,499,997	49.99
東京都	7,215,618	26.72
神奈川県	2,236,443	8.28
埼玉県	1,593,702	5.90
横浜市	1,203,121	4.45
川崎市	1,033,322	3.82
千葉県	217,797	0.80
計	27,000,000	100.00

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項(平成19年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	はせがわ こうじ 長谷川 康司	最高経営責任者
代表取締役社長	はしもと こうたろう 橋本 鋼太郎	最高執行責任者
専務取締役	ささき かつみ 佐々木 克己	財務、監査、入札監視部門
常務取締役	たかはし たけふみ 高橋 健文	経営企画、総務・人事部門 (財)首都高速道路厚生会理事長(非常勤)
常務取締役	おおつが あきお 大塚 昭夫	計画・環境、品質管理部門
常務取締役	たちもり としあき 日月 俊昭	建設事業、技術管理部門
常務取締役	かじやま おさむ 梶山 修	サービス推進、関連事業部門
監査役(常勤)	くらすわ とよあき 倉澤 豊哲	
監査役(非常勤)	たむら しげみ 田村 滋美	東京電力(株)取締役会長
監査役(非常勤)	うじ かぞう 宇治 嘉造	(株)トヨタアカウンティングサービス代表取締役社長

- 注1：常務取締役高橋健文氏は、(財)首都高速道路厚生会理事長(非常勤)を兼務しております。なお、当社と同財団との間には、事務所施設を有償にて貸与するなどの取引関係がございます。
- 2：監査役田村滋美氏は、東京電力(株)取締役会長を兼務しております。なお、当社と同社との間には、電力供給契約の取引関係がございます。
- 3：監査役宇治嘉造氏は、(株)トヨタアカウンティングサービス代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と同社との間には、重要な取引関係はございません。
- 4：平成18年6月29日開催の第1回定時株主総会におきまして、齋藤哲哉氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
- 5：平成18年6月29日開催の第1回定時株主総会におきまして、梶山修氏は取締役に選任され就任いたしました。
- 6：監査役は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
- 7：監査役宇治嘉造氏は、経理部門での業務経験が20年以上あり、財務等に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 社外役員に関する事項

	倉澤豊哲	田村滋美	宇治嘉造
他の会社の業務執行者との兼務状況	-	別記 1	別記 1
他の株式会社の社外役員との兼任状況	-	-	-
会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係	-	-	-
当事業年度における主な活動状況	別記 2	別記 2	別記 2
責任限定契約に関する事項	別記 3	別記 3	別記 3
社外役員の報酬等の総額	別記 4	別記 4	別記 4
親会社又は当該親会社の子会社の役員を兼任している場合の親会社又は子会社からの役員報酬等の総額	-	-	-
社外役員に関する事項の内容に対する意見	-	-	-

別記 1：他の会社の業務執行者との兼務状況については、「4．会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役に関する事項(平成19年3月31日現在)」に関する表(注2及び3を含む。)に記載のとおりです。

別記 2：

社外監査役倉澤豊哲氏については、当事業年度開催の取締役会及び監査役会のすべてに出席し、必要な発言を適宜行っております。

社外監査役田村滋美氏については、当事業年度開催の取締役会及び監査役会のすべてに出席し、必要な発言を適宜行っております。

社外監査役宇治嘉造氏については、当事業年度開催の取締役会及び監査役会のすべてに出席し、必要な発言を適宜行っております。

別記 3：平成18年6月29日開催の第1回定時株主総会で定款を変更し、社外役員の責任限定契約に関する規定を設けておりますが、当該定款に基づく契約は締結しておりません。

別記 4：社外役員の報酬等の総額については、「4．会社役員に関する事項 (3) 取締役及び監査役に対する報酬等の額」(監査役の報酬額)に記載のとおりです。

(3) 取締役及び監査役に対する報酬等の額

区分	人数	報酬額
取締役	7名	130,137,990円
監査役	3名	26,640,000円
計	10名	156,777,990円

注1：平成17年9月21日開催の創立総会決議による取締役の報酬総額は年額2億円以内、監査役の報酬総額は年額7,000万円以内です。

なお、当社取締役の員数は10名以内、監査役の員数は4名以内と定めております。

2：平成19年3月31日現在の取締役数は7名、監査役数は3名です。

(4) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称
新日本監査法人
- (2) 当該事業年度中に辞任した又は解任された会計監査人に関する事項
該当事項はありません。
- (3) 現在の業務停止処分に関する事項
該当事項はありません。
- (4) 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項
該当事項はありません。
- (5) 責任限定契約に関する事項
該当事項はありません。
- (6) 報酬等の額

区分	報酬等の額
報酬等の額	49百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	56百万円

注1：当社は、会計監査人に対して、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務以外の業務である、資産価額再検証について参考情報提供目的で実施する合意された手続及び平成18年度首都高速道路株式会社第1回社債に係るコンフォートレター関連業務についての対価を支払っております。

2：報酬等の額は、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と証券取引法上の監査に対する報酬等の額の合計です。

- (7) 解任又は不再任の決定の方針
該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において、次のとおり当社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針を決議いたしました。

首都高速道路株式会社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針

当社は、基本理念として「首都圏のひと・まち・くらしを安全・円滑な首都高速道路ネットワークで結び、豊かで快適な社会の創造に貢献」することを掲げている。

本基本方針は、「基本理念」を実現するために必要となる、「会社の業務の適正を確保するための体制整備」を目的とする。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会を原則として月1回開催するとともに、取締役、執行役員及び本社ライン部長が出席する「経営会議」を毎週1回開催(取締役会を開催する週を除く。)し、取締役が相互に職務執行の適法性を確保するよう努める。両会議には監査役が出席し、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を発揮する。

また、代表取締役会長を委員長、代表取締役社長を委員長代理、担当取締役を委員、社内特別委員として監査役及び従業員代表(労働組合委員長)、社外有識者6名を社外特別委員として構成する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する基本方針の決定、体制の整備、施策の実施を推進する。

「コンプライアンス委員会」の審議を経て取締役会が定めた「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」に基づき、取締役は法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

「文書取扱準則」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、同準則により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

道路事業(建設、管理)、関連事業等の遂行、E T C等各種システムの運営、事務執行等に係るリスクについては、担当部門において、洗い出しを行うとともに、それぞれのリスクの管理のため、社内規則の制定、マニュアルの作成・周知、研修の実施等の必要な措置を講じる。

特に、災害、事故等の緊急時の即応体制については、日頃から全社員に徹底し、随時、訓練を実施する。

また、入札及び契約に関しては、社内のチェックに加え、外部の有識者で構成する「入札監視委員会」の審査を受け、その適正化を推進する。

組織横断的なリスクへの対応については、経営企画部門が総合調整するものとする。

取締役会及び「経営会議」は、これらの実施状況を監督し、リスク管理を徹底する。

新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役及び対応部門を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務権限や意思決定ルールを明確にする「権限規則」等の制定、取締役会による「中期経営計画」及び「年度経営計画」の策定とこれに基づく業績目標の設定、「経営会議」での主要業績指標の月次レビューと対応策の検討等により、取締役の職務の執行の効率化を図る。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会が定めた「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」に基づき、社員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
業務の遂行に伴う不正行為等について、これを看過することなく、職場における業務の透明性を一層向上させるため、電話、封書又はオンラインによって、社員が直接、社外の弁護士又は社内の内部通報窓口へ情報提供を行う手段として「内部情報投書箱」(アラームネット)を設置・運営する。通報をした者に対して不利益な扱いをしない旨を社内規則に明記する。
内部監査担当部門が、社員のコンプライアンスの状況を監査する。
6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及びグループ会社における内部統制の構築を目指し、当社経営企画部門においてグループ全体の内部統制を担当する。取締役会が定めた「関連事業子会社管理規則」に基づき、当社及びグループ会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
なお、当社及びグループ会社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有することとする。
当社の監査役は、必要に応じてグループ会社の業務状況等を調査するとともに、当社の内部監査担当部門が、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、その結果を当社及びグループ会社の社長に報告する。当社の経営企画部門は、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
7. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役室を設置し、社内業務に精通した使用人を配置し、監査業務を補助するものとする。
監査役室の使用人の人事異動については、事前に人事担当取締役から監査役に協議するものとする。また、当該使用人を懲戒に付する場合には、人事担当取締役はあらかじめ監査役の承諾を得るものとする。
8. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
取締役会及び「経営会議」に監査役が出席し、取締役及び社員の業務遂行状況について、監査役が詳細に把握できる体制を確保する。
取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、「経営会議」の議案、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、アラームネットによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役会との協議により決定する。
9. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催するとともに、その他の取締役についても適宜、意見交換の場を設けるものとする。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

注：本事業報告中の記載金額及び比率その他は、表示単位未満を切捨てて表示しております。ただし、1頁中の利用交通量及びETCの利用率に係る数値については四捨五入で表示しております。

貸借対照表
平成19年3月31日

首都高速道路株式会社
(単位:百万円)

資産の部

I 流動資産			
現金及び預金		50,326	
高速道路事業営業未収入金		20,536	
未収入金		4,298	
未収収益		1	
短期貸付金		305	
仕掛道路資産		341,591	
貯蔵品		360	
受託業務前払金		22,899	
前払金		342	
前払費用		127	
その他の流動資産		442	
貸倒引当金		<u>△ 163</u>	
	流動資産合計		441,066
II 固定資産			
i 高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
建物	778		
構築物	15,500		
機械及び装置	23,591		
車両運搬具	585		
工具、器具及び備品	40		
土地	268		
建設仮勘定	<u>427</u>	41,192	
無形固定資産		<u>786</u>	41,978
ii 駐車場事業固定資産			
有形固定資産			
建物	4,310		
構築物	0		
機械及び装置	38		
工具、器具及び備品	0		
建設仮勘定	<u>10</u>	4,360	4,360
iii 休憩所等事業固定資産			
有形固定資産			
建物	169		
構築物	0		
土地	<u>976</u>	1,146	1,146
iv 高架下事業固定資産			
有形固定資産			
建物	17		
構築物	<u>1</u>	19	19
v 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	4,488		
構築物	19		
機械及び装置	3		
車両運搬具	13		
工具、器具及び備品	86		
土地	<u>7,372</u>	11,982	
無形固定資産		<u>1,168</u>	13,151
vi その他の固定資産			
有形固定資産			
土地	0	0	0

損益計算書
平成18年4月1日から19年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位:百万円)

I. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益			
料金収入	249,544		
道路資産完成高	28,993		
その他の売上高	<u>5,166</u>	283,704	
2. 営業費用			
道路資産賃借料	194,415		
道路資産完成原価	28,993		
管理費用	<u>56,626</u>	<u>280,035</u>	
高速道路事業営業利益			3,668
II. 駐車場事業営業損益			
1. 営業収益			
駐車場事業収入	1,299		
駐車場営業雑収入	<u>359</u>	1,658	
2. 営業費用			
駐車場事業費	1,543	<u>1,543</u>	
駐車場事業営業利益			115
III. 休憩所等事業営業損益			
1. 営業収益			
休憩所等事業収入	82	82	
2. 営業費用			
休憩所等事業費	60	<u>60</u>	
休憩所等事業営業利益			21
IV. 高架下事業営業損益			
1. 営業収益			
高架下事業収入	65	65	
2. 営業費用			
高架下事業費	37	<u>37</u>	
高架下事業営業利益			28
V. 受託業務事業営業損益			
1. 営業収益			
受託業務収入	5,504	5,504	
2. 営業費用			
受託業務事業費	5,496	<u>5,496</u>	
受託業務事業営業利益			8
全事業営業利益			3,842
VI. 営業外収益			
受取利息	35		
土地物件貸付料	99		
雑収入	<u>115</u>	249	
VII. 営業外費用			
支払利息	114		
雑損失	<u>14</u>	<u>129</u>	
経常利益			3,963
VIII. 特別利益			
固定資産売却益	215		
前期損益修正益	149		
承継資産評価調整益	<u>306</u>	<u>671</u>	671
税引前当期純利益			4,634
法人税、住民税及び事業税		1,840	
過年度法人税、住民税及び事業税		<u>238</u>	<u>2,078</u>
当期純利益			<u>2,555</u>

株主資本等変動計算書
平成18年4月1日 から 平成19年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位:百万円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成18年3月31日残高	13,500	13,500	-	13,500	-	2,936	2,936	29,936	29,936
事業年度中の変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
承継資産評価額の調整(注1)	-	-	△ 4,485	△ 4,485	-	-	-	△ 4,485	△ 4,485
その他利益剰余金からその他資本剰余金への振替	-	-	4,485	4,485	-	△ 4,485	△ 4,485	-	-
別途積立金の積立(注2)	-	-	-	-	2,936	△ 2,936	-	-	-
別途積立金の取崩(注3)	-	-	-	-	△ 2,936	2,936	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	2,555	2,555	2,555	2,555
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△ 1,929	△ 1,929	△ 1,929	△ 1,929
平成19年3月31日残高	13,500	13,500	-	13,500	-	1,006	1,006	28,006	28,006

(注1) 承継資産の取得価額の調整によるものであります。

(注2) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

(注3) 平成19年2月の臨時株主総会における剰余金の処分項目であります。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式 移動平均法による原価法
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
仕掛道路資産
個別法による原価法によっています。
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

貯蔵品 主に先入先出法による原価法
- 2 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定額法によっております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	2～45年
機械及び装置	2～17年

なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。
 - (2) 無形固定資産
定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- 3 繰延資産の処理方法
道路建設関係社債発行費
支出時に償却しております。
なお、前事業年度の貸借対照表に計上されていた道路建設関係社債発行費については、3年で每期均等額を償却しております。
- 4 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
 - (3) 回数券払戻引当金
利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。
 - (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
 - (5) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
(会計方針の変更)
当社の役員退職慰労金は、従来、内規において支給基準が規定されていなかったことから、支出時の費用として処理する方法としておりましたが、当事業年度から内規に基づく期末要支給額を計上する方法に変更しております。
この変更は、内規の改正により支給基準が明文化されたことを契機に、役員退職慰労金を在任期間にわたり費用配分することで期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図るために行ったものです。この変更が損益に与える影響額は軽微であります。
- 5 収益の計上基準
道路資産完成高 工事完成基準によっております。
工事に係る受託業務収入 工事完成基準によっております。

- 6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
- (1) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (2) 消費税等の会計処理方法
税抜方式によっております。
- 7 重要な会計方針の変更
- (1) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準
当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
これまでの資本の部の合計に相当する金額は28,006百万円であります。
- (2) 金融商品に関する会計基準の改正
当事業年度より、改正後の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成18年8月11日)を適用しております。
これによる損益に与える影響はありません。
- (3) 繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い
当事業年度より、「繰延資産会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号 平成18年8月11日)を適用しております。
これによる損益に与える影響は軽微であります。
なお、前事業年度において繰延資産に含めていた道路建設関係社債発行差金66百万円は、当事業年度から道路建設関係社債より控除して表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

- 1 担保資産及び担保付債務
高速道路株式会社(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債47,021百万円の一般担保に供しています。
- 2 減価償却累計額
有形固定資産は、減価償却累計額を控除した残額のみを記載しております。控除した減価償却累計額は、高速道路事業固定資産4,295百万円、駐車場事業固定資産653百万円、休憩所等事業固定資産8百万円、高架下事業固定資産6百万円、各事業共用固定資産465百万円です。
- 3 保証債務
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。
- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務1,365,849百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。
- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、44,467百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。
- 4 重畳的債務引受け
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が30,570百万円減少しております。そのうち2,775百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る27,795百万円については、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。
- 5 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- | | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 324 百万円 |
| 短期金銭債務 | 1,117 百万円 |

(損益計算書に関する注記)

- 1 関係会社との取引高
- | | |
|-----------------|------------|
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 273 百万円 |
| 仕入高 | 14,288 百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 78 百万円 |

- 2 前期損益修正益
前事業年度における駐車場管理費 149 百万円
- 3 承継資産評価調整益
承継資産の一部の取得価額の調整に伴い、減価償却累計額の調整を実施したものです。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における発行済株式の数 普通株式 27,000 千株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生主な原因別内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	57 百万円
賞与引当金	336 百万円
回数券払戻引当金	28 百万円
退職給付引当金	12,072 百万円
未払事業税	70 百万円
その他	28 百万円
繰延税金資産小計	12,594 百万円
評価性引当額	12,594 百万円
繰延税金資産合計	<u>12,594 百万円</u>

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

(借主側)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
機械及び装置	5	0	4
工具、器具及び備品	289	66	223
無形固定資産	33	7	25
合計	328	74	253

未経過リース料期末残高相当額

1年内	81 百万円
1年超	171 百万円
合計	253 百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	74 百万円
減価償却相当額	74 百万円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から平成62年9月30日まで高速道路を借り受けております。なお、これに係る未経過リース料期末残高相当額は下記のとおりであります(当事業年度において、実績収入が加算基準額を超えたことにより、協定に定める道路資産賃借料に加え、1,586百万円を費用処理しましたが、この額は下記の数値に反映させておりません)。

1年以内	193,464 百万円
1年超	11,759,273 百万円
合計	11,952,738 百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残 高 (百万 円)
						役員の 兼任 等	事業 上の関 係				
主要株主	国土交通 省 (国土交 通大臣)	東京都 千代田 区	-	国土交 通行政	(被所有) 直接 50.0%	転籍 3名	工事 等の受 託 資金の 借入	受託業務 収入	937	-	-
								資金の借 入 (注2)	21,188	道路建設 関係長期 借入金	61,368
								受託業務 前受金の 受入	3,491	受託業務 前受金	8,461
										未収入金	442
主要株主	東京都	東京都 新宿区	-	東京都 行政	(被所有) 直接 26.7%	転籍 2名	工事 等の受 託 資金の 借入	受託業務 収入	40	-	-
								資金の借 入 (注2)	21,188	道路建設 関係長期 借入金	61,368
								受託業務 前受金の 受入	7,369	受託業務 前受金	15,237
										未収入金	5

(注1) 受託業務前受金の受入を除き、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2) 高速道路の新設、改築のための無利子借入金です。

2 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残 高 (百万 円)
						役員の 兼任 等	事業 上の関 係				
主要株主 が議決権 の過半数 を自己の 計算にお いて所有 している 会社等	独立行政 法人日本 高速道路 保有・債 務返済機 構	東京都 港区	4,463,874	高速道 路に係 る道路 資産の 保有及 び会社 への貸 付け、承 継債務 の返済 等	なし	なし	道路 資産の 借 受	道路資産 賃借料の 支払 (注1)	194,415	高速道路 事業営業 未払金	18,532
							道路 資産 完成高	道路資産 完成高	28,993	高速道路 事業営業 未入金	148
							債務引 受けに 伴う借 入金債 務の減 少額 (注2)	債務引受 けに伴う 借入金債 務の減少 額 (注2)	30,570	未払金	32
							借入金 等の連 帯債務	債務保証 (注2) (注3)	1,410,316	-	-
								当社借入 に対する 被債務保 証(注4)	36,506	-	-
							資金の 借入	資金の借 入 (注5)	30,300	道路建設 関係長期 借入金	44,742

(注1) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定に基づき、支払いを行っております。

(注2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕または災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられております。また、引受けが行われた債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を除く借入金債務について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。

- (注3) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した首都高速道路債券(国が保有している債券を除く。)について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
- (注4) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が首都高速道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)に対して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
- (注5) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子の借入金であります。
- (注6) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,037 円 28銭
1株当たり当期純利益金額	94 円 65銭

(重要な後発事象に関する注記)

- 1 株式取得による会社の買収について
 当社は、安全・円滑な道路サービスの向上に不可欠な業務の提供について、経営方針の徹底及び連結子会社とすることによる経営の透明性の向上を図るため、平成19年4月1日にユニ(株)、(株)エヌティジェー、(株)トーン、(株)とうさい、(株)エフイージー、横浜アールエス(株)、ケイエス(株)、首都高パトロール(株)の株式を取得しました。
 株式取得の概要は次のとおりです。
- (1) 買収した会社の名称 ユニ(株)
 株式取得の相手会社の名称
 首都高パトロール(株) 120株
 日本ハイウェイ・サービス(株) 51株
 (株)アーバンロードサービス 227株
 買収した会社の事業内容、規模
 事業内容 料金收受業務
 資本金 30百万円
 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率
 取得した株式の数 398株
 取得価額 35百万円
 取得後の持分比率 66.3%
- (2) 買収した会社の名称 (株)エヌティジェー
 株式取得の相手会社の名称
 首都高パトロール(株) 2,400株
 日本ハイウェイ・サービス(株) 227株
 (株)トーンハイサービス 493株
 買収した会社の事業内容、規模
 事業内容 料金收受業務
 資本金 30百万円
 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率
 取得した株式の数 3,120株
 取得価額 15百万円
 取得後の持分比率 52.0%
- (3) 買収した会社の名称 (株)トーン
 株式取得の相手会社の名称
 首都高パトロール(株) 24,000株
 ケイウエル(株) 9,600株
 日本オートパーク(株) 4,000株
 都市研究サービス(株) 4,000株
 ワールドウェイ(株) 1,400株
 買収した会社の事業内容、規模
 事業内容 料金收受業務
 資本金 40百万円
 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率
 取得した株式の数 43,000株
 取得価額 147百万円
 取得後の持分比率 72.9%

- (4) 買収した会社の名称 (株)とうさい
株式取得の相手会社の名称
首都高パトロール(株) 120株
ノーザンハイウェイサービス(株) 240株
(株)イーストワン 240株
買収した会社の事業内容、規模
事業内容 料金收受業務
資本金 30百万円
取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率
取得した株式の数 600株
取得価額 60百万円
取得後の持分比率 100.0%
- (5) 買収した会社の名称 (株)エフイージー
株式取得の相手会社の名称
首都高パトロール(株) 120株
(株)ファーストフレンド 177株
(株)イーストワン 186株
買収した会社の事業内容、規模
事業内容 料金收受業務
資本金 30百万円
取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率
取得した株式の数 483株
取得価額 42百万円
取得後の持分比率 80.5%
- (6) 買収した会社の名称 横浜アールエス(株)
株式取得の相手会社の名称
首都高パトロール(株) 120株
日本ハイウェイ・サービス(株) 29株
京浜急行電鉄(株) 59株
首都ハイウェイサービス(株) 24株
(財)神奈川県駐労福祉センター 42株
(株)タック 28株
買収した会社の事業内容、規模
事業内容 料金收受業務
資本金 30百万円
取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率
取得した株式の数 302株
取得価額 22百万円
取得後の持分比率 51.9%
- (7) 買収した会社の名称 ケイエス(株)
株式取得の相手会社の名称
首都高パトロール(株) 120株
ケイウエル(株) 360株
(株)セノン 24株
買収した会社の事業内容、規模
事業内容 料金收受業務
資本金 30百万円
取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率
取得した株式の数 504株
取得価額 52百万円
取得後の持分比率 84.0%
- (8) 買収した会社の名称 首都高パトロール(株)
株式取得の相手会社の名称
(株)アーバンロードサービス 20株
ケイウエル(株) 54株
ノーザンハイウェイサービス(株) 68株
(株)トールワン 104株
(株)トールハイサービス 20株
買収した会社の事業内容、規模
事業内容 交通管理業務
資本金 40百万円
取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率
取得した株式の数 266株
取得価額 406百万円
取得後の持分比率 100.0%

2 重要な子会社等の設立について

当社は、平成19年3月15日開催の取締役会において、安全・円滑な道路サービスの提供に不可欠な維持修繕業務を、業務の緊急性、市場性、枢要性、熟練性を踏まえつつ、効率的に業務を実施するため、首都高メンテナンス西東京(株)、首都高メンテナンス東東京(株)、首都高メンテナンス神奈川(株)、首都高電気メンテナンス(株)、首都高ETCメンテナンス(株)を新たに設立することを決議し、平成19年4月3日にこれらの会社の設立を行いました。

新設会社の概要は次のとおりです。

- | | | |
|-------------------------|-----------------|--------|
| (1) 設立した会社 | 首都高メンテナンス西東京(株) | |
| 設立した会社の事業内容、規模 | 事業内容 | 維持修繕業務 |
| 資本金 | | 40百万円 |
| 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率 | 株式数 | 800株 |
| | 取得価額 | 40百万円 |
| | 持分比率 | 100.0% |
| (2) 設立した会社 | 首都高メンテナンス東東京(株) | |
| 設立した会社の事業内容、規模 | 事業内容 | 維持修繕業務 |
| 資本金 | | 40百万円 |
| 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率 | 株式数 | 800株 |
| | 取得価額 | 40百万円 |
| | 持分比率 | 100.0% |
| (3) 設立した会社 | 首都高メンテナンス神奈川(株) | |
| 設立した会社の事業内容、規模 | 事業内容 | 維持修繕業務 |
| 資本金 | | 40百万円 |
| 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率 | 株式数 | 800株 |
| | 取得価額 | 40百万円 |
| | 持分比率 | 100.0% |
| (4) 設立した会社 | 首都高電気メンテナンス(株) | |
| 設立した会社の事業内容、規模 | 事業内容 | 維持修繕業務 |
| 資本金 | | 40百万円 |
| 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率 | 株式数 | 800株 |
| | 取得価額 | 40百万円 |
| | 持分比率 | 100.0% |
| (5) 設立した会社 | 首都高ETCメンテナンス(株) | |
| 設立した会社の事業内容、規模 | 事業内容 | 維持修繕業務 |
| 資本金 | | 40百万円 |
| 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率 | 株式数 | 800株 |
| | 取得価額 | 40百万円 |
| | 持分比率 | 100.0% |

(追加情報に関する注記)

承継資産評価額の調整

国土交通省からの注意・是正文書(平成18年9月20日)に基づき、当社の設立時に首都高速道路公団から承継された資産の一部の取得価額(仕掛道路資産 385百万円、高速道路事業固定資産 4,153百万円(構築物 3,537百万円、機械及び装置 609百万円など)、各事業共用固定資産54百万円)を当事業年度において調整し、その他資本剰余金を4,485百万円減額しております。

また、これに伴い、繰越利益剰余金からその他資本剰余金へ同額の振替を行っております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月5日

首都高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 佐原 和正 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 加藤 暢一 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 荒張 健 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、首都高速道路株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

追加情報に記載されているとおり、国土交通省からの注意・是正文書に基づき、会社の設立時に首都高速道路公団から承継された資産の一部の取得価額を当事業年度において調整し、その他資本剰余金を減額している。また、これに伴い、繰越利益剰余金からその他資本剰余金へ同額の振替を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第2期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等閲覧し、本社及び建設局・管理局において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3 後発事象

東京大気汚染訴訟に新たな動きがあり、会社も負担を求められており、経営に影響を与える恐れがあります。

平成19年6月12日

首都高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 倉 澤 豊 哲 ㊟

監査役（社外監査役） 田 村 滋 美 ㊟

監査役（社外監査役） 宇 治 嘉 造 ㊟

議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、将来の想定外の収入の減少や管理費の増大に備えて、経営基盤の強化に資することとするため、全額「別途積立金」として内部留保したく、下記のとおりといたしたいと存じます。

剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,006,727,552円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,006,727,552円